

申告の手引き

<p>申請書名</p>	<p>マンション長寿命化工事に伴う固定資産税減額適用申告書</p>
<p>概要</p>	<p>○新築された日から20年以上が経過したマンションで、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に長寿命化に資する大規模修繕工事（以下、長寿命化工事という）が完了し、一定の条件を満たすものについては、固定資産税の減額措置が適用されます。なお、制度の詳細は国土交通省のホームページ「マンション長寿命化促進税制（固定資産税の特例措置）」もあわせてご覧ください。</p>
<p>要件</p>	<p>○新築された日から20年以上経過していること ○総戸数が10戸以上であること ○長寿命化工事を過去に1度以上実施していること ○長寿命化工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。 具体的には以下のいずれかの場合 (1)認定を受けた管理計画認定マンションのうち、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を認定基準まで引き上げた場合 (2)助言又は指導を受けて、適切に長期修繕計画の見直し等をした場合 ※長寿命化工事…外壁塗装工事、床防水工事及び屋根防水工事の全ての工事</p>
<p>減額される額</p>	<p>翌年度分の家屋の固定資産税額を3分の1減額(1戸当たり100平方メートル分までを限度) ※土地および都市計画税には適用されません</p>
<p>留意事項について</p>	<p>○以下の減額措置と長寿命化工事を行ったマンションに係る減額措置を同じ年度に併用して適用することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修をした住宅に対する固定資産税の減額 ・バリアフリー改修をした住宅に対する固定資産税の減額 ・省エネ改修をした住宅に対する固定資産税の減額 ・耐震改修をした認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額
<p>問い合わせ先</p>	<p>税務住民課 資産税班 電話番号 043-496-1173</p>